



ベトナム青年技能実習生 及び特定技能就労者 採用、雇用、各種支援ご案内



一般社団法人
日本ベトナム経済フォーラム
(2018年7月 外国人技能実習監理団体許可取得)
(2019年5月「特定技能」登録支援機関登録)
(2022年3月 一般監理事業許可取得)

目次

1. 外国人技能実習及び在留資格「特定技能」とは
2. フォーラム人材育成事業の3つの特色
3. ベトナム青年技能実習事業について
 - 1. 事業の構成
募集、採用、入国前教育、各種手続き・入国支援、技能実習中支援、同実習後対応
 - 2. 技能実習 移行対象職種・作業一覧
 - 3. 技能実習生採用、入国、実習の流れ
 - 4. ベトナム青年採用に向けてのお願い
 - 5. よくある質問-Q&A
4. 特定技能登録支援機関事業について
5. ベトナムの歴史と日本との交流

(表紙) JR東日本実習生受入開講式(2019.4.1)、技能実習、採用試験及び入国前教育の模様
(裏表紙) (一社)日本ベトナム経済フォーラムの活動(日越大学構想、ダナン・プロジェクト)



一般社団法人日本ベトナム経済フォーラム Japan Vietnam Economic Forum

一般社団法人日本ベトナム経済フォーラムは、日本ベトナム両国間の交流促進及び人材の育成・活用に向け2010年5月に経済人と有識者で設立された民間組織です。

運営体制

理事及び監事(順不同、令和4年3月30日現在)		
会長 ・代表理事	井口 武雄	三井住友海上火災保険株式会社名誉顧問
代表理事	吉田 允昭	レコフグループ創業者
常任理事 ・専務理事	藤岡 文七	元内閣府審議官
常任理事	有馬 雅子	一般社団法人日本ベトナム経済フォーラム 常任理事
常任理事	塚田 育久	一般社団法人日本ベトナム経済フォーラム 常任理事
理事	古田 元夫	日越大学学長
理事	榎原 隆	一般社団法人日本ベトナム経済フォーラム理事
理事	武井 一浩	西村あさひ法律事務所パートナー弁護士
理事	平澤 貞昭	株式会社横浜銀行名誉顧問
理事	西山 茂	学校法人早稲田大学大学院経営管理研究科教授
監事	篠原 祥哲	株式会社篠原経営経済研究所
監事	中阿地 正道	中阿地税理士事務所

特別顧問及び顧問(順不同、令和4年3月30日現在)		
特別顧問	武部 勤	公益財団法人東亜総研代表理事・会長
顧問	東 直樹	株式会社増野製作所代表取締役
顧問	跡田 直澄	京都先端科学大学経済経営学部教授
顧問	荒川 研	AK COACH株式会社代表取締役
顧問	岡田 満	岡田満コンサルタント事務所代表
顧問	小川 賢太郎	株式会社ゼンショーホールディングス 代表取締役会長兼社長
顧問	杉浦 浩三	近畿大学常務理事
顧問	トラン・ヴァン・トゥ	元早稲田大学社会科学総合学術院教授
顧問	新浪 剛史	サントリーホールディングス株式会社 代表取締役社長
顧問	福田 勝幸	拓殖大学理事長
顧問	三宅 正彦	株式会社TSIホールディングス名誉顧問
顧問	モンテ・カセム Monte Cassim	公立大学法人国際教養大学理事長・学長
顧問	薮中 三十二	立命館大学客員教授

ご挨拶

日本とベトナム両国の新たな発展に向け 日本ベトナム経済フォーラムは提案します



井口武雄 会長・代表理事
(三井住友海上火災保険株式会社名誉顧問)

日本が持続可能な経済成長を実現するためには、アジア諸国とともに発展することが不可欠です。今日急速に拡大しつつある日本企業のベトナム国での事業展開はもとより、ベトナム国自体が課題とする工業国への発展、特に産業の競争力強化、インフラ整備、すそ野産業育成等には、各分野の経営者、技術者・専門家等幅広い資本の蓄積がなければなりません。

2017年9月、ダナン市と共に「APEC VIETNAM 2017—ダナン投資促進セミナーin東京」を経団連ホールにて開催致しました。同セミナーの成果を踏まえ、ダナン・プロジェクトとして豊富な若い人材の育成を図り本邦企業の投資促進と日越社会の連携発展を目指したいと考えております。

ベトナム青年技能実習事業は、外国人技能実習制度を活用し専門技術者と職人の育成を図ることにより、本邦企業のアジア展開と企業がベトナムで直面している専門人材不足に資するものです。

技能実習監理団体事業、特定技能就労支援等につきまして、ご関係の皆様のご支援とご協力をお願いいたします。

フォーラムは、日本とベトナムが眞のパートナーとなり、緊密な協力関係を築き、互いに繁栄していくことを目指し、2010年に設立されました。まずは、人材の教育、育成を事業の柱として日越大学構想を推進してまいりましたが、日越大学構想は国家事業として進められ、2016年9月に大学院が、2020年10月に学部が開講しました。フォーラムの理事である古田元夫氏が日越大学の学長として活躍中です。

日本は熟練技術者や職人不足そして中小企業の事業継承問題に直面しております。一方、ベトナムにおいても熟練技術者や職人不足が問題化しており、ベトナム国から高度人材育成の養成を強く要請されております。こういった環境下、フォーラムは2018年7月に外国人技能実習制度の監理団体の許可を頂き監理団体業務を開始し、現在この活動に注力しております。実習期間中の技能実習生および受入企業様のお役に立つのみならず、本国に戻った実習生が日本で学んだ技術を本国で生かし、ひいては日本に還元してくれるような仕組みを作ることも念頭に置き業務に励んでおります。

事業実施に際しては、長年優秀な人材を多く育成し、日本に送り出してきたベトナムのESUHAI社（本社ホーチミン市。KAIZEN吉田スクールを運営）と密接に連携しております。

また、2019年5月には特定技能制度の下で働く外国人材の支援をすべく、特定技能登録支援機関として登録しました。

今後とも、技能実習制度の監理団体、そして特定技能制度の登録支援機関として日越の人材の橋渡し役を務め、優秀な材の育成、支援を行っていく所存です。皆様のご理解とご支援をお願い申し上げます。



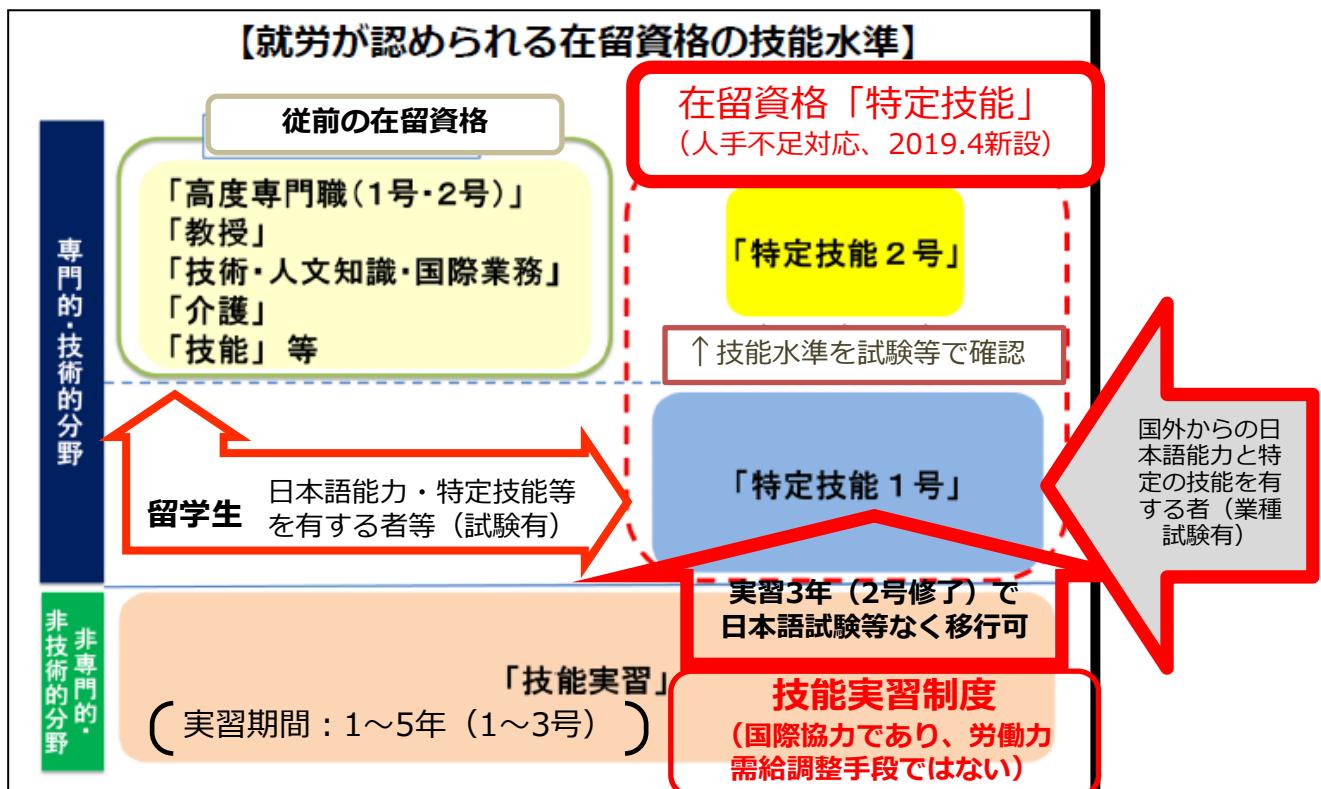
吉田允昭 代表理事
(KAIZEN吉田スクール名誉校長／レコフグループ創業者)



(左写真) ESUHAI社にて
吉田允昭スクール名誉校長と
レロンソン エスハイ社長（中央左）

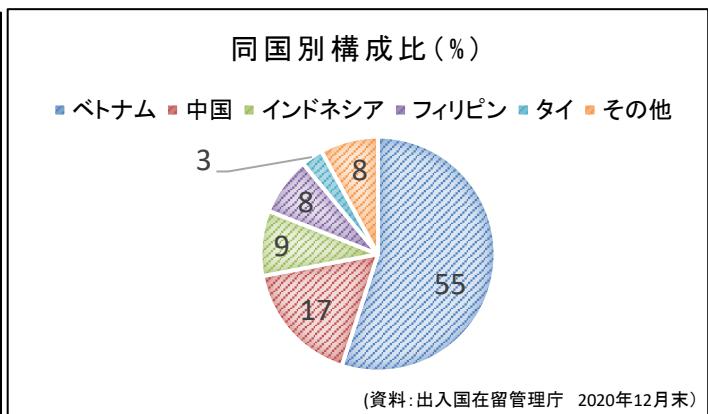
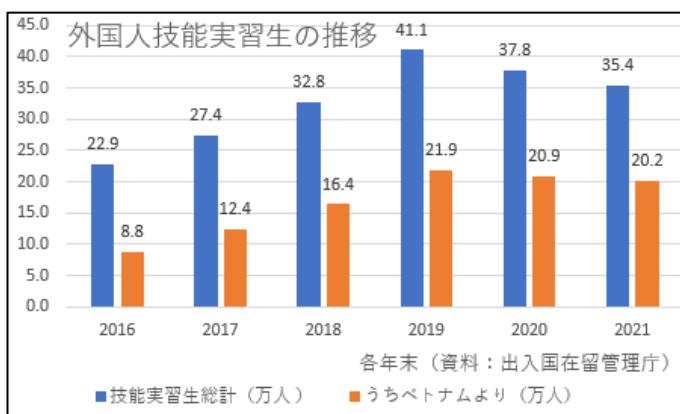
1. 外国人技能実習及び在留資格「特定技能」とは

(1) 「技能実習」制度と在留資格「特定技能」との関係



(2) 技能実習制度について

技能実習制度は、業務に従事しながらの技能実習 (On the Job Training) の適正な実施と技能実習生の保護を図るという「人材育成を通じた国際協力の推進」を目的としています。



○技能実習制度は、国際協力のため開発途上国等の外国人を技能実習生として一定期間 (1年～最大5年) 受入れ、OJT (業務に従事しながらの実習) を通じて技能を移転する制度です。

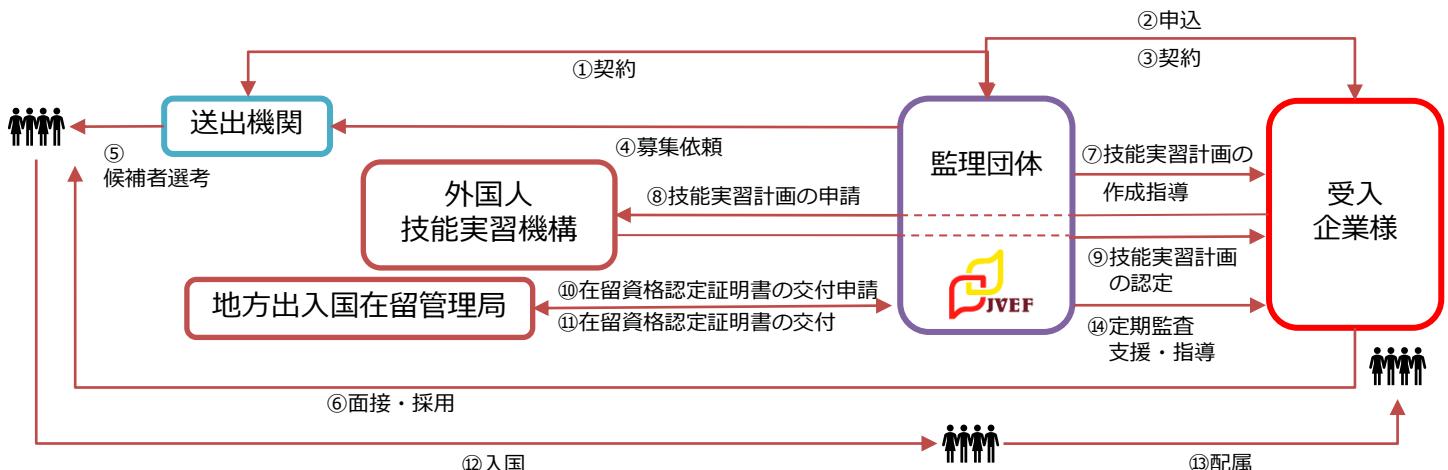
○1993年に制度が創設され、いくつかの課題を解決するため、2017年に大幅な改善を目指して新しい技能実習法が施行されました。

○技能実習生は、受入企業様と雇用関係を結び、入国直後の講習期間後、業務に従事しながら技能を修得します。2021年末で外国人35.4万人(ベトナム人20.2万人)が実習しています。

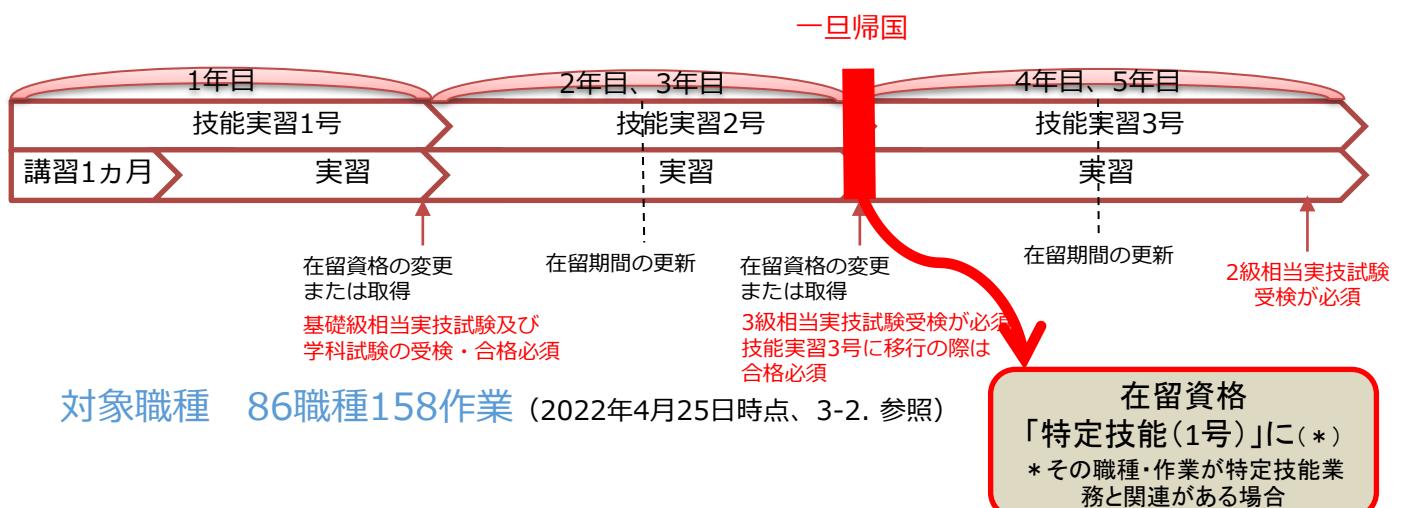
○技能実習生は、受入企業様の技能実習計画の下、業務に従事しながら技能修得を行うことから、労働関係法令等の適用を受け、技能実習法ではその保護がうたわれています。

○外国人技能実習機構から許可を受けた監理団体は、技能実習の適切な実施と技能実習生の保護に関し重要な役割を果たす責任を負っています。

団体監理型(監理団体の介在) 手続き (注: 企業単独型もあります)



技能実習の流れ (最大5年、3年で在留資格「特定技能」に試験等無で移行可)



(3) 在留資格「特定技能」について (4. 特定技能登録支援機関事業) 参照)

○**特定技能1号 (上限5年)** : 特定産業分野(*)に属する相当程度の知識又は経験を要する必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

○**特定技能2号** : 特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

(*)特定産業分野: 介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業 (特定技能2号は下線部の2分野のみ受け入れ可)

○特定技能1号、2号共に技能水準は(所管当局が定める)試験等で確認される必要があります。特定技能1号では、技能実習2号(3年コース)良好修了者は、その職種・作業が特定技能業務と関連がある場合には試験等が免除されます。

○特定技能1号では生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認が必要ですが、技能実習2号(3年コース)良好修了者は試験等が免除されます。

○特定技能1号は受け入れ機関又は登録支援機関の支援の対象ですが、同2号は対象外です。

○特定技能2号では、要件を満たせば家族(配偶者及び子)の帯同可能ですが、同1号では基本的に認められません。

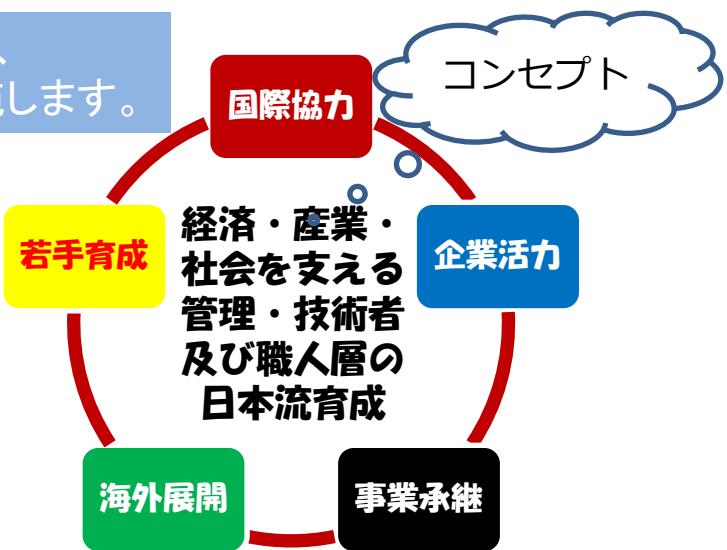
2. フォーラム人材育成事業の3つの特色

(1) 明確な事業理念とコンセプト

公正、透明なガバナンスの下、明確な理念とコンセプトで事業を実施します。

5つの理念

- ・国際協力：ベトナムは急速に発展しており管理・技術者や職人層の不足は深刻です。
- ・若手育成：意欲があり向上心あふれる豊富な若手人材の実務を通じた育成
- ・企業活力：意欲と向上心ある若手人材の採用は就労環境に良い刺激と影響を与えます。
- ・海外展開：ベトナム地域への進出や企業連携に向けての人材育成
- ・事業承継：事業の後継人材を発掘・育成し事業承継や更なる継続的発展を期する。



[募集・採用 入国前後教育]

本邦企業向け人材育成機関として実績あるエスハイ社が、フォーラムとの連携の下、意欲と向上心ある若者をベトナムで養成し、採用のご推薦以降一貫しての教育と関係の支援を致します。

[技能実習中]

受入企業様のご指導の下、技能実習生が安心かつ充実して業務に従事し学べるよう、エスハイ社と密接に連携し、監理業務の適性な執行はもとより各般のご支援を致します。

[技能実習後]

実習生と受入企業様の意向を踏まえ、「特定技能」就労への円滑な移行、本邦関連企業等での継続的就労、技術向上・ステップアップのための就職、大学・専門学校進学等支援を行います。

(2) ベトナムを代表する人材育成・送出機関のエスハイ社と、意欲と向上心溢れる青年の募集・採用、教育と実習（就労）の実施

エスハイは、本邦企業向けのベトナム若手人材の教育機関であり、フォーラム設立以後の協力団体です。日本企業で働き学ぶ意欲と向上心を持った多くの若者が在籍し、多様な日本（関連）企業で働き技術や経験を向上させたいと考えています。

代表取締役のレ・ロンソン氏は、ベトナム国内のみではなく、我が国の国会の関連委員会に招聘され意見陳述を行うなど、ベトナム青年の育成と日越交流に関し多くの知見を有する代表的な有識者です。

日本企業で働き学ぶ意欲があり向上心ある若手人材を育成・推薦します



ESUHAI Co., Ltd.
Le Long Son 代表取締役

私たちESUHAI(エスハイ)は、ベトナムの送出機関・人材育成紹介機関として技能実習生の送出し、大卒のエンジニアの人材紹介等を行っております。送出機関としての重要な役割が人材育成であることから、弊社ではその役割を担う機関としてKAIZEN吉田スクールを運営し、日本語のみならず日本の企業で働くための構えやビジネスマナー等を時間をかけて教育し、責任をもって送り出しております。日本で働きながら学ぶことを楽しみに勉学に励んでいる学生を温かく迎え入れ、時に優しく時には厳しくも技能実習生を一人の人材として育ててくださる企業様を探しています。KAIZEN吉田スクールの「吉田」は、日本ベトナム経済フォーラムの吉田允昭代表理事のお名前です。吉田代表理事が、ベトナムへの熱い想いを語られ、意気投合してから、早10年、今も名誉校長を引き受けたて頂いております。日本においては、フォーラムと連携して技能実習生の監理にあたります。よろしくお願い申し上げます。



ESUHAI（エスハイ）は、ベトナム・ホーチミン市に本社を置く日越の人材事業に特化したベトナムトップクラスの送出機関です。日本で実習・就労する若者のための事前教育機関として2006年に発足し、現在までに日本に7,500名以上の技能実習生の送出実績を有しています。同社は、技能実習生は高卒以上、エンジニアは大卒以上を基準とし、日本語教育、働く上のマナー教育、社会人マインド教育を中心に、日本企業で実習・就労を前提とした教育を実施しております。東京にも連絡事務所を設置し、技能実習生はもとより、受入企業、監理団体とも連携を密にとる態勢を敷いています。ベトナムでは、ホーチミン市の他、ハノイ市、ヴァンタウ及びダナン市にも支社を設け活動を拡げています。



(3) ご安心いただける監理・各種支援業務

フォーラムの監理・就労支援業務は、エスハイ社をはじめ、優秀な送出機関との密接な連携の下で行います。技能実習生あるいは特定技能就労者の受入企業様に対し、法令遵守の安心できる監理業務（技能実習）の実施はもとより、実習生等の就労・日常生活、日本語教育、相談、ステップ・アップ等の支援業務に柔軟に対応します。

受入企業様におかれでは、技能実習後の実習生の継続雇用（在留資格「特定技能」1号）、あるいは、ベトナム進出等における技術者等として引き続き雇用いただけますようご検討をお願い致します。

受入企業様のご意向と技能実習生並びに特定技能就労者本人の希望を十分尊重し、実習生等の進路等につきアドバイスと支援を行って参ります。



3 ベトナム青年技能実習事業について -1 事業の構成

技能実習制度では、技能実習生の入国前（募集から採用、入国前の講習まで）、技能実習中、及び、技能実習後の各段階で受入企業様にとり、重要なポイントがございます。

フォーラムは、監理団体が新制度の下で担う役割に加え、それぞれの段階でご提案を行い、受入企業様、技能実習生等関係者皆様の発展と成長をご支援すべく尽力いたします。

<入国前> 優良な送出機関（エスハイ等）と提携し、本邦企業で働き学ぶ意欲があり

募集・採用、
入国前講習等 向上心あふれる若手人材の発掘と（入国前）教育

日本で従事する職業についての丁寧な説明と本人の理解が重要

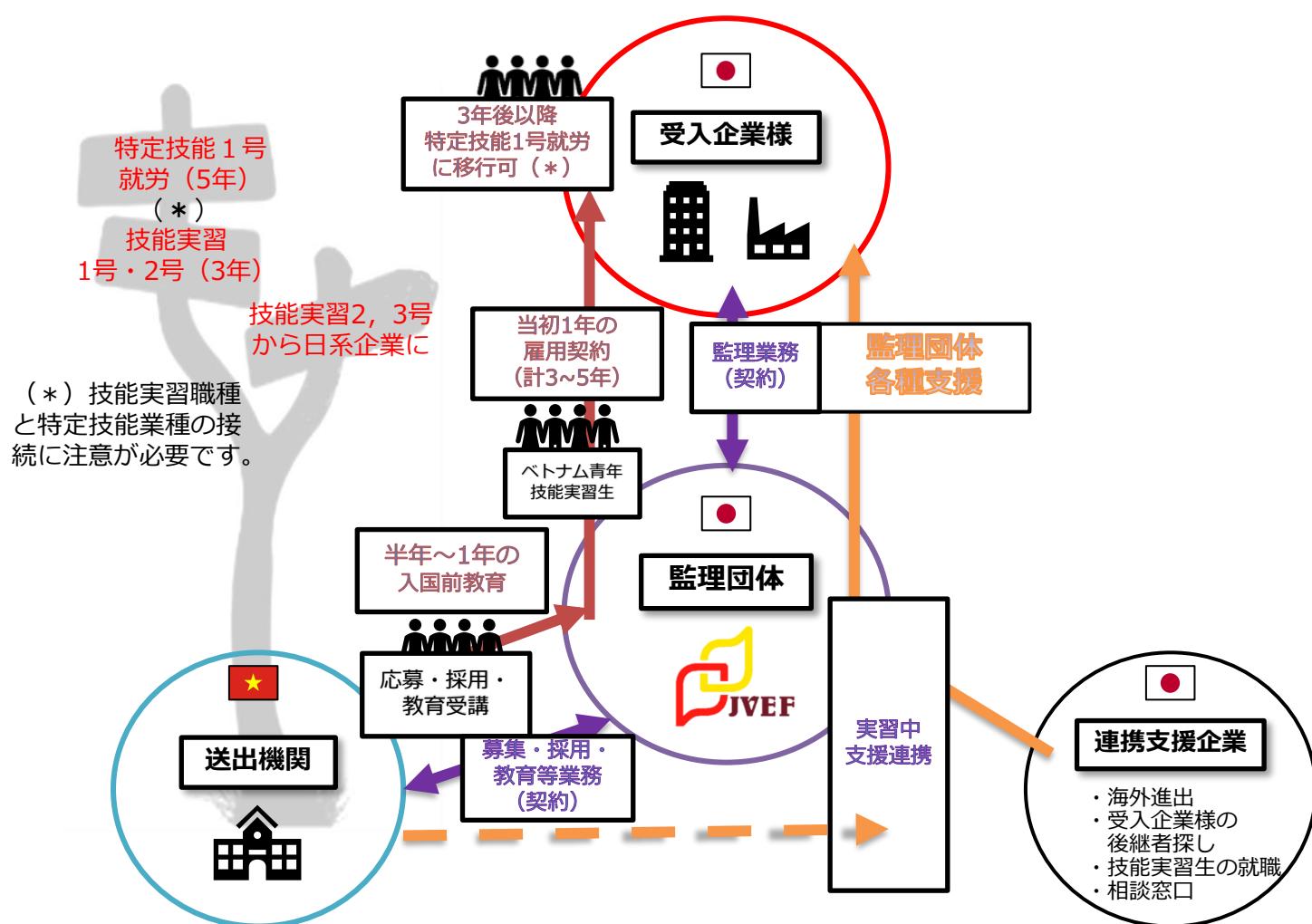
<技能実習> 技能実習の適切な実施の確認（法令順守）

期間：3年又は5年 技能実習生の生活・日本文化・習慣等への適応支援（安全安心への対応）

受入企業様及び技能実習生の日本語力向上等各種ご相談に対応（人材育成支援）

技能実習制度上の各種手続きの支援等

<技能実習後> 技能実習生の意向等を踏まえ、技能実習修了後の継続的就労（特定技能就労等）
に向けて受入企業様等での継続的人材活用支援



ご承知のように、外国人の実習生、就労者は日本でも今や一大勢力となっています。そして、次のステップとして、実習生、就労者と関係者すべてに質が問われる時代となっています。

受入れる企業様にとり、実習制度では監理団体と送出機関、特定技能にあっては登録支援機関の選択がものすごく重要なとなってきており、生産性の向上に向け必須のやる気ある人材を採用する大きなポイントになります。公正かつ透明なガバナンスの下、優良で長期に交流がある送出機関エスハイ等と緊密に連携した弊フォーラムの取組を信頼いただき、本活動を通じ、日越両国及び関係者の発展に寄与すべく尽力してまいりたいと存じます。



担当常任理事
塙田育久

<入国前> 優良な送出機関（エスハイ等）と提携し、本邦企業で働き学ぶ意欲があり向上心あふれる若手人材の発掘・採用と半年以上の入国前教育を実施します。



授業風景

技能実習生は日本入国前に半年～1年間程度、N4レベル（日常会話ができます）の日本語修得を目指し勉強します。
日本での立ち仕事に慣れるため、立ったまま授業をします。



自ら掃除

日本文化・作法
事前研修



日本語教育等

日本語教育に加え、日本文化、ビジネスマナー、その他日本で仕事をするための基本的な考え方やルール等について教育します。

授業風景

受入企業様の採用要件・技能実習内容・生活環境等を事前に教えていただき、技能実習生候補者に十分説明の上、本人の希望と資質等をもとに採用面接参加者を公正に決定します。
採用面接は、ベトナムにおいて、受入企業様同席の下実施しご決定いただきます。

採用面接・試験



緊張しまくりです

本人の理解、
意思と希望を尊重し、
公正に受入企業様の
採用面接の
試験実施

技能実習計画の作成要領

「技能実習計画」の作成にあたって

移行対象職種・作業については、次に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ条件に適合することが必要です。

- (1) 【必須業務】 技能実習生が修得等をしようとする技能等に係る技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の試験範囲に基づき、技能等を修得等するために必ず行わなければならない業務。
- (2) 【関連業務】 必須業務に従事する者により当該必須業務に関連して行われることのある業務であって、修得等をさせようとする技能等の向上に直接又は間接に寄与する業務をいう。
- (3) 【周辺業務】 必須業務に従事する者が当該必須業務に関連して通常携わる業務((2)に掲げる者を除く。)をいう。

※それぞれ、従事させる時間のうち10分の1以上を安全衛生に係る業務に充てる。

受入企業様が技能実習計画の作成をする際、指導・支援をさせて頂きます【法令準拠】。技能実習が適正に行われているか確認するものであるため、5年以上の実務経験を持つ指導者が作成指導します。



【各作業時間の全実習時間に対する割合】

全体計画に含まれる割合	
必 須 業 務	実習時間全体の2分の1以上
関 連 業 務	// 2分の1以下
周 辺 業 務	// 3分の1以下

日本入国



やっと着いたぞ、羽田

頑張るぞ..(期待します)

講習終えて、「ありがとうございます…」

入国後講習
(約1ヶ月)

実習生の入国時はフォーラムが空港で出迎えます。そのまま約1ヶ月の講習に入り、日本語に加え、日本での最低限のルールや生活のマナー・習慣を学びます【法令準拠】。

<技能実習中> 技能実習生が、受入企業様のご指導を得ながら信頼関係を構築し、安心して業務に従事し技能修得出来るよう支援を行います。

実習現場



技能実習中は、適宜、受入企業様を訪問し、適切な受入を実施して頂くための確認作業を行うとともに、様々なご相談にも応じます【法令準拠】。



技能実習
(3年または5年)

相談窓口

技能実習生がより良い状態で技能実習を行えるよう、スタッフが技能実習生からの相談を受付ける相談窓口を設けています【法令準拠】

相談窓口

本人、不^可と緊張の
来日です



研修・レクリエーション

日本語研修・
文化交流・
地域貢献等

息抜きと交流が大切



中秋節一名月と灯籠

技能実習中は、日本語の
レベルアップ研修の他、
実習生に日本文化を伝える
ための文化研修、レク
リエーション活動等を行
います。

銀行口座開設、住民登録手続き

技能検定試験受検手続き

在留資格変更手続き

住宅手配、生活・居住関連支援

日本語学習・技能研鑽支援 等

各種手続等支援

技能実習期間中の技
能検定試験の受検や
在留資格変更手続き
等の支援を行います

受入企業様
実習生の活用
各種事業等相談

技能実習生を活用しての
ベトナムでの事業展開等
各種ご相談にも別途応じ
ます。

・事業承継(国内、ベトナム)

・ベトナム展開、人材確保

・業務提携

・M&A(企業の合併・買収・出資等)



<技能実習後> 技能実習生の意向と受入企業様の考え方を踏まえ、特
定技能での就労、技能を更に生かせるベトナムの関係企業での就業や
技能向上に向けての更なる研鑽等継続的雇用に向けてのご相談に応じ
ます。



3年（または5年）の技能実習期間が経過し、身についた技
能をどう活かすかが、実習生本人にとって重要なポイント
です。フォーラムは、その若い力を日越両国連携しての発
展に役立てていただきたいと考えます。
受入企業様にとっても、育成投資の更なる活用、海外展開
ビジネスへの活用、事業の承継、優秀な人材の確保等今後
の経営の観点から検討される余地が大きく広がります。

技能実習(3年1・2号)修了後の進路に ついて(考え方)

注: 職種等の制約があります。

技能実習5年(3号)に延長

帰国し、本邦関係企業に就職(出身企業に戻る)

在留資格「特定技能1号」で継続的就労に

帰国し、独立して関連の自営業等に

技能向上に向けて研鑽し(専門学校、大学等)、高度専門人材「技能」での就労等

3-2. 技能実習 移行対象職種・作業一覧 (令和4年4月25日時点 86職種158作業)

1 農業関係 (2職種6作業)

職種名	作業名
耕種農業●	施設園芸
	畑作・野菜
	果樹
畜産農業●	養豚
	養鶏
	酪農

2 漁業関係 (2職種10作業)

職種名	作業名
漁船漁業●	かつお一本釣り漁業
	延縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	ひき網漁業
	刺し網漁業
	定置網漁業
	かに・えびいかご漁業
	棒受網漁業△
	ほたてかい・まがき養殖

3 建設関係 (22職種33作業)

職種名	作業名
さく井	バーカッショ式さく井工事
	ロータリー式さく井工事
建築板金	ダクト板金
	内外装板金
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工
建具製作	木製建具手加工
建築大工	大工工事
型枠施工	型枠工事
鉄筋施工	鉄筋組立て
とび	とび
石材施工	石材加工
	石張り
タイル張り	タイル張り
かわらぶき	かわらぶき
左官	左官
配管	建築配管
	プラント配管
熱絶縁施工	保温保冷工事
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事
	カーペット系床仕上げ工事
	鋼製下地工事
	ボード仕上げ工事
	カーテン工事
サッシ施工	ビル用サッシ施工
防水施工	シーリング防水工事
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事
表装	壁装
建設機械施工●	耕土・整地
	積込み
	掘削
	跡固め
築炉	築炉

4 食品製造関係 (11職種18作業)

職種名	作業名
缶詰巻締●	缶詰巻締
食鳥処理加工業●	食鳥処理加工
加熱性水産加工	節類製造
食品製造業●	加熱乾製品製造
	調味加工品製造
	くん製品製造
非加熱性水産加工	塩蔵品製造
食品製造業●	乾製品製造
	発酵食品製造
	調理加工品製造
	生食用加工品製造
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造
牛豚食肉処理加工業●	牛豚部分肉製造
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造
パン製造	パン製造
そう菜製造業●	そう菜加工
農産物漬物製造業●△	農産物漬物製造
医療・福祉施設給食製造●△	医療・福祉施設給食製造

○ 社内検定型の職種・作業 (1職種3作業)

職種名	作業名
空港クラントバンドリンク●	航空機地上支援
	航空貨物取扱
	客室清掃△

(注1) ●の職種：技能実習評価試験に係る職種

(注2) △のない職種・作業は3号まで実習可能。

5 繊維・衣服関係 (13職種22作業)

職種名	作業名
紡績運転●△	前纺工程
	精纺工程
	巻糸工程
	合ねん糸工程
織布運転●△	準備工程
	製織工程
	仕上工程
染色	糸浸染
	織物・ニット漫染
ニット製品製造	靴下製造
	丸編みニット製造
たて編ニット生地製造●	たて編ニット生地製造
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製
紳士服製造	紳士既製服製造
下着類製造●	下着類製造
寝具製作	寝具製作
カーペット製造●△	織じゅつたん製造
	タフテッドカーペット製造
帆布製品製造	帆布製品製造
布はく縫製	ワイヤツ製造
座席シート縫製●	自動車シート縫製

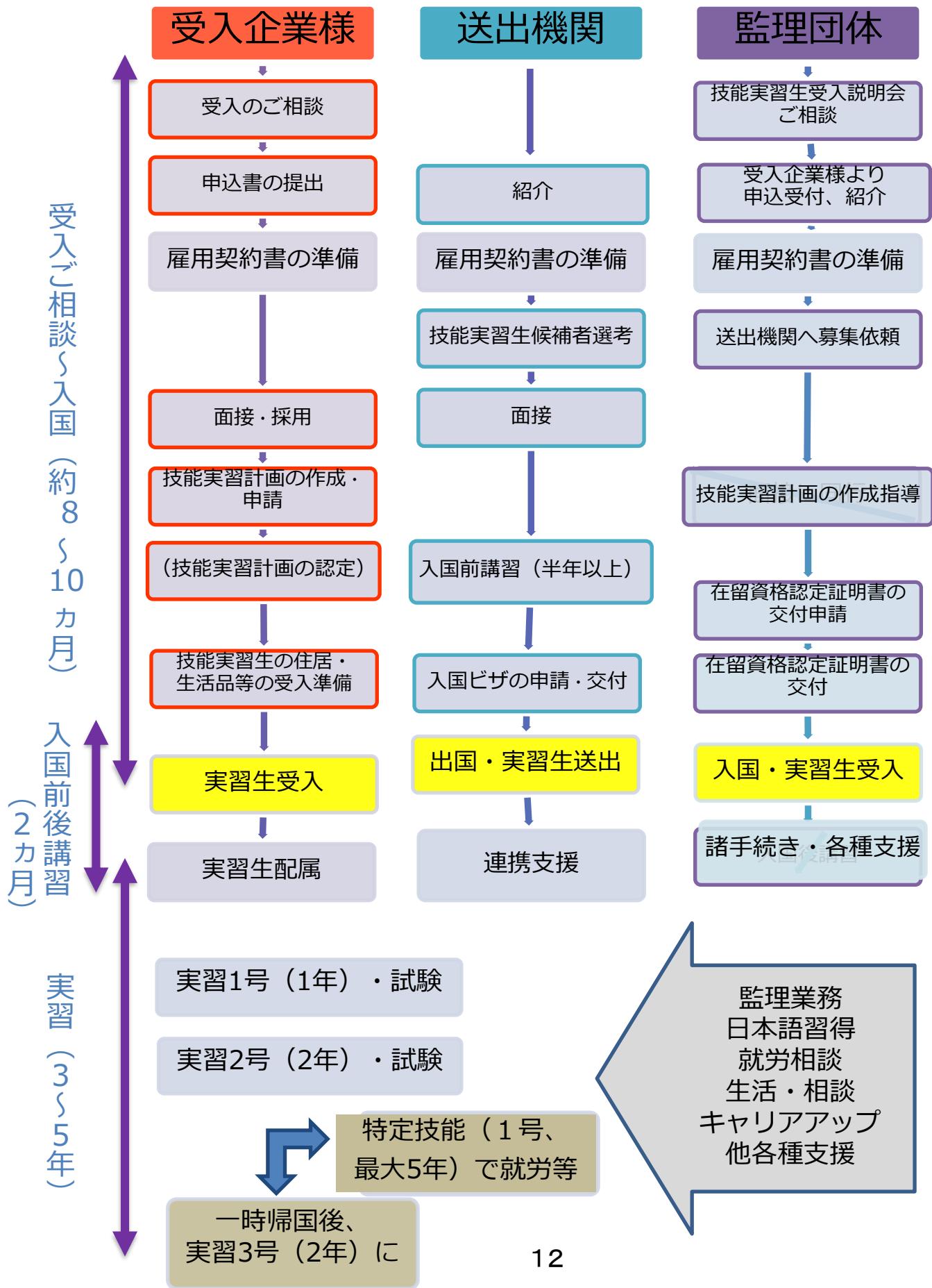
6 機械・金属関係 (15職種29作業)

職種名	作業名
鋳造	鋳鉄铸物铸造
	非鉄金属铸物铸造
鍛造	ハンマー型鍛造
	プレス型鍛造
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト
	コールドチャンバダイカスト
機械加工	普通旋盤
	フライス盤
	數值制御旋盤
金属プレス加工	マシニングセンタ
鉄工	金属プレス
工場板金	構造物鉄工
めつき	機械板金
	車輪めつき
	溶融亜鉛めつき
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理
仕上げ	治工具仕上げ
	金型仕上げ
	機械組立仕上げ
機械検査	機械検査
機械保全	機械系保全
電子機器組立て	電子機器組立て
電気機器組立て	回転電機組立て
	変圧器組立て
	配電盤・制御盤組立て
	開閉制御器具組立て
プリント配線板製造	回転電機巻線製作
	プリント配線板設計
	プリント配線板製造

7 その他 (20職種37作業)

職種名	作業名
家具製作	家具手加工
印刷	オフセット印刷
	グラビア印刷●△
製本	製本
プラスチック成形	圧縮成形
	射出成形
	インフレーション成形
	フロー成形
強化プラスチック成形	手積み積層成形
塗装	建築塗装
	金属塗装
	鋼構塗装
	噴霧塗装
溶接●	手溶接
	半自動溶接
工業包装	工業包装
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き
	印刷箱製箱
	貼箱製造
	段ボール箱製造
陶磁器工業製品製造●	機械ろくろ成形
	圧力詰込み成形
	バット印刷
自動車整備●	自動車整備
ビルクリーニング	ビルクリーニング
介護●	介護
リネンサプライ●△	リネンサプライ仕上げ
コンクリート製品製造●	コンクリート製品製造
宿泊●△	接客・衛生管理
RPF製造●	RPF製造
鉄道施設保守整備●	軌道保守整備
ゴム製品製造●△	成形加工
	押出し加工
	混練り圧延加工
	複合積層加工
鉄道車両整備●	走行装置検修・解体
	空気装置検修・解体

3-3. 技能実習生採用、入国、実習の流れ



3-4. ベトナム青年採用に向けてのお願い

御社の社員として育ててください

社員と認識していただくことで、技能実習生に帰属意識が生まれ技能実習効果も上がります。技能実習生が理解できる適切な指導をしていただくことが、モチベーションアップに繋がります特に最初の数か月～半年は緊張しています。日本の若者と同じく伸びしろも大きい人材ですので、ぜひ長い目で育ててください。

社員の皆様にもご理解とご協力をお願いします

技能実習生受入の円滑な推進には、社員の皆様のご理解とご協力が不可欠です。社員、技能実習生の不安や緊張が軽減されることが、トラブル抑止につながります。受入前事前講習会などを受入企業様とフォーラムが一緒に開催することも可能です。

信頼関係の構築にご協力ください

志を持つ若い敏感な若者です 条件やルールは事前に伝え、本人を納得させることが重要です。叱るときは理由を説明することで本人が理解し（場も大切）、再発防止や改善、成長につながります。

技能実習法へのご理解（法令順守）をお願いします

手続き・書類が煩雑となり、入国までの時間もかかります（8～10か月）。日本人同等の賃金規程となり、滞在施設も一定の基準が設けられています。監理団体が、制度の適切な運用に向けて、受入企業様を支援させていただく役割を負っています。技能実習生の保護が強く謳われており、監理団体が相談窓口としての機能を担います。



ベトナム社会・文化へのご理解をお願いいたします

歴史や社会・文化が違えば生活環境や習慣等様々なことが異なります（頭は神聖なものでむやみに触ってはいけない、生ものには慣れていない、自らの意思表明に消極的等）。家族の期待を背負い日本人と共に働くことに夢を託すこれらのベトナム青年です。ベトナムの社会と文化をご理解いただき、若者をご指導をよろしくお願い致します。

やる気と意欲溢れるベトナム青年の入社は、職場環境を明るく大きく変えています。

家族を思い、故郷を愛する頑張り屋さんです 一昔前の日本の若者を彷彿とさせます。

しかし、スマートフォンを自在に操り、楽しいことが大好きな現代っ子の一面も持っております、新しい物事への順応性も抜群です。

衣食住の文化の違いに戸惑うこともあると思いますが、とても素直でするので話せばわかります。時に厳しく、時に優しく、接していただければ嬉しいです。



3-5. よくある質問-Q & A

どのような技能実習生が？

- 送出機関のエスハイでは日本で働き学ぶ意欲と向上心がある若手を育成しています。日本語は半年から1年程度勉強させて送り出します。日常会話をこなし、短い文でゆっくり話していただけると基本的な意思の疎通ができることが原則です（が、新環境に慣れる迄に数か月は必要です）。日本の文化、ビジネスマナー、ビジネスマインドなどの基本的な知識も勉強しており、入国時には御社の社員として、分かり易いご指導で動けるレベルであることを目指しています。

採用の費用は？

- 技能実習生の採用費用の目安は、受入企業様が日本で高卒～大卒を採用する際にかかる費用と同程度です。
- 人数、地域によりますが、年間50～60万円程度の監理費の他、職業紹介費、渡航費用、講習費用等を基本実費としてご負担いただきます。
- 技能実習生給与は、「日本人が従事する場合と同等以上（法令）」となっております。
- ご採用の費用は人数、研修内容、支援内容等により異なります 御社のご事情を踏まえ、担当がお見積もりいたします。

入国手続きは？入国後1ヶ月の講習は？

- 採用決定、技能実習計画認定の後、フォーラムが在留資格交付申請等を行い、受入企業様が行う手続きはありません。
- 入国直後の講習は、常時入国後講習を行い経験豊かで定評がある専門会社に委託することを原則にしております。
- 講習（合宿形式）では、日本語講習（120時間以上）、座学による専門講習及び生活指導（炊事、洗濯、ゴミ出しから、交通ルール等安全対策、休日には、コンビニ、スーパー等での買物、季節の行事等に参加等）があり、日本の文化として茶道等を経験させることもあります。

残業や休暇は？

- 残業が発生した場合は、ルールに則ったお手続きが必要です 日本人従業員と同様のご対応をお願いします。
- 休暇は受入企業様の就業規則に則った有給休暇制度となります。

生活一般ではどのような対応が？

- ご紹介する技能実習生は「日本を知りたい学びたい」と思っています。地域や社内とのお付き合い（お祭り、地域、社内のスポーツ大会などの参加・交流）を手助けるようお取り計らいください。これら交流の充実こそが実習生の資質や意欲を向上させ、御社の事業展開に大きな展望を開くと考えます。フォーラムもご支援いたします。
- 日本語はもとより関連知識や技術等の学習についてもご支援ください。日本語検定などの受験にもご配慮ください。

家族の呼び寄せや一時帰国は？

- 技能実習生の家族の呼寄せは原則認められません。
- 一時帰国は可能ですが、期間や移動手段等は把握しておいて頂く必要がございます。費用は技能実習生負担です。

事故や病気の時は？

- フォーラムでは24時間連絡窓口を設け、スタッフが対応できるようバックアップ体制を整えます。
- 労災保険の適用の範囲は日本人従業員と同様です。また、健康保険の自己負担分（3割）や日常生活上の賠償責任（自転車での賠償事故、宿泊施設での漏水事故等）の補償については、技能実習生の総合保険を手配します。

技能実習修了後は？

- 多くの技能実習生は、身に付けた技能を活かし技能実習修了後も本国他で日系の関係企業で働きたいと考えています。現状、残念ながら全員にそういうご縁があるわけではありません。受入企業様と連携しての関連企業等への就業先の確保、専門学校等でのキャリア・アップを図っての本邦企業への就職、新たな在留資格制度を活用しての継続した専門技術研鑽等の様々な進路が考えられますので、フォーラムでは技能実習生はもとより受入企業様ともご相談つつ、実習修了後の新たな枠組みの構築にも支援して参ります。

4. 特定技能登録支援機関事業について

2019年4月に新設された在留資格「特定技能」は、意欲と向上心ある技能実習（2号3年間）修了者が、日本の産業界の深刻な専門的・技術的人材不足に対応するとともに、就労しつつ継続的な技能向上の機会を開くものです
フォーラムは、この「特定技能」制度の登録支援機関として、受入企業様と連携の下、就労者への各種の支援を誠実に実施して参ります
志ある特定技能就労者の募集・紹介・採用についてもご相談に対応しております
特定技能1号在留外国人数は、2021年末で49.7千人（ベトナム人31.7千人）です

- **特定技能1号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- **特定技能2号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

特定産業分野：介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業
(14分野) 建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業

(特定技能2号は下線部の2分野のみ受け入れ可)

(資料：法務省)

特定技能1号のポイント

- 在留期間：1年、6ヶ月又は4ヶ月ごとの更新、**通算で上限5年まで**
- 技能水準：試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- 日本語能力水準：生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- 家族の帯同：基本的に認めない
- 受入れ機関又は登録支援機関による**支援の対象**

技能水準は3級（相当）、日本語能力試験N4レベルが必要です



特定技能2号のポイント

- 在留期間：3年、1年又は6ヶ月ごとの更新
- 技能水準：試験等で確認
- 日本語能力水準：試験等での確認は不要
- **家族の帯同：要件を満たせば可能（配偶者、子）**
- 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

受入れ機関について

1 受入れ機関が外国人を受け入れるための基準

- ① 外国人と結ぶ雇用契約が適切（例：報酬額が日本人と同等以上）
- ② 機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
- ③ 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）
- ④ 外国人を支援する計画が適切（例：生活オリエンテーション等を含む）

2 受入れ機関の義務

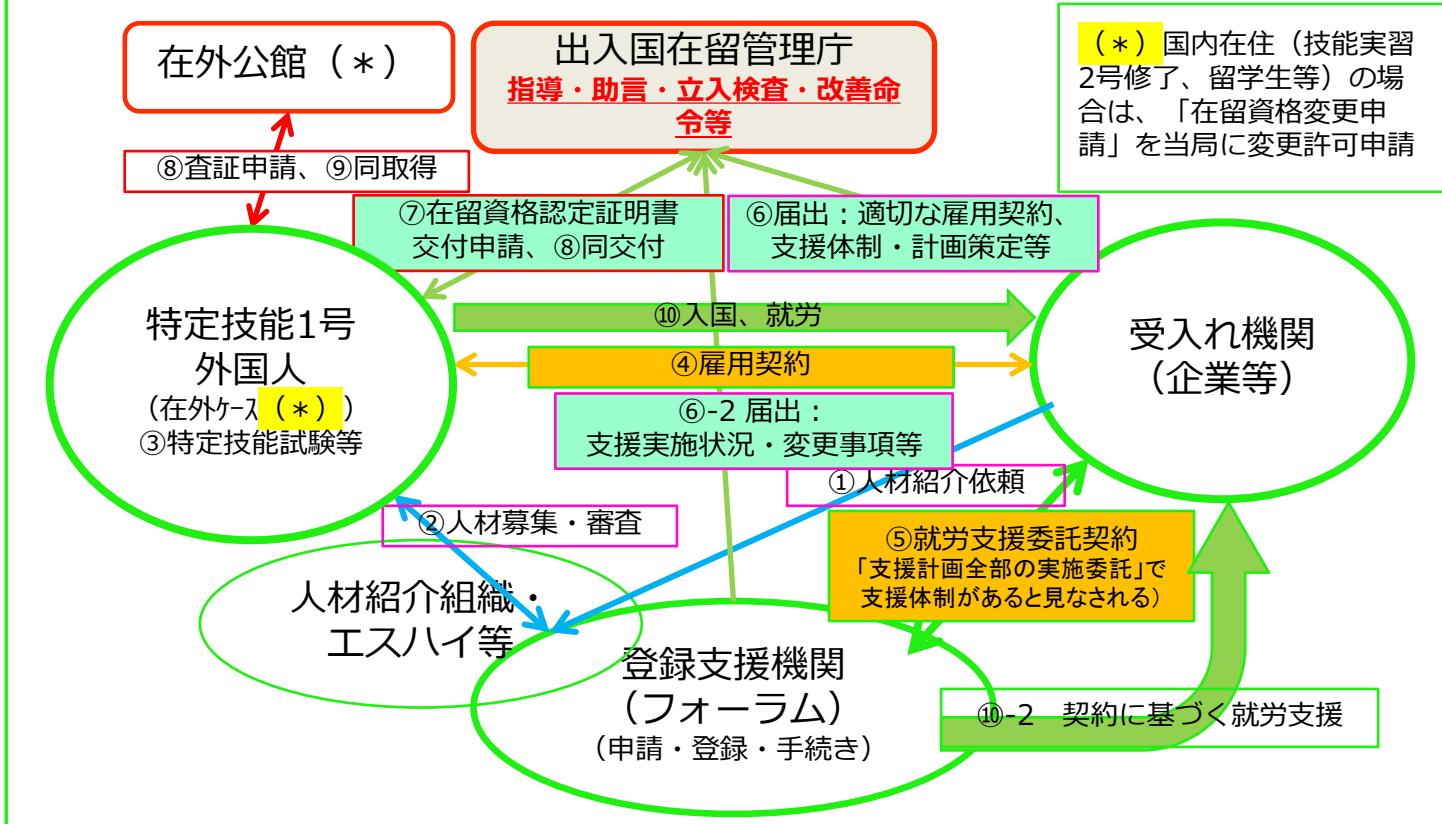
- ① 外国人と結んだ雇用契約を確実に履行（例：報酬を適切に支払う）
- ② 外国人への支援を適切に実施
→ 支援については、登録支援機関に委託も可。
全部委託すれば③も満たす。
- ③ 出入国在留管理庁への各種届出
(注) ①～③を怠ると外国人を受け入れられなくなるほか、出入国在留管理庁から指導、改善命令等を受けることがある。

特定技能就労者支援は、支援計画の策定からその実施迄受入れ機関（企業様等）の義務とされています。

支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託する場合は、支援する体制があるものとみなされます。

登録支援機関として、エスハイと連携の下、就労者の技能向上、安全安心、知己朋友をモットーに就労、日常生活等における支援し、継続的な就労環境を確保します。

特定技能1号就労者受入れ手続きの流れ



特定技能就労者支援について（支援計画に含まれる内容）

（登録支援機関の業務、資料：出入国在留管理庁）

①事前ガイダンス

- ・雇用契約締結後、在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明



②出入国する際の送迎

- ・入国時に空港等と事業所又は住居への送迎
- ・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行



③住居確保・生活に必要な契約支援

- ・連帯保証人になる・社宅を提供する等
- ・銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助



④生活オリエンテーション

- ・円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明



⑤公的手続き等への同行

- ・必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助



⑥日本語学習の機会の提供

- ・日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等



⑦相談・苦情への対応

- ・職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等



⑧日本人との交流促進

- ・自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等



⑨転職支援(人員整理等の場合)

- ・受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供

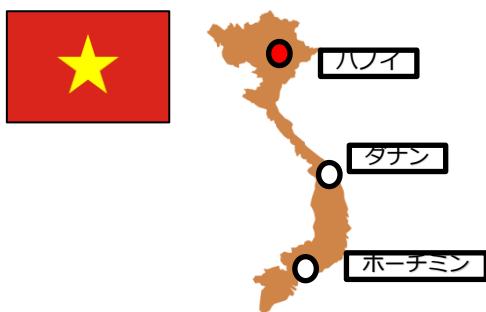


⑩定期的な面談・行政機関への通報

- ・支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的(3か月に1回以上)に面談し、労働基準法違反等があれば通報



5. ベトナムの歴史と日本との交流



人口 9.8千万人（日本総人口 12.6千万人）
 平均年齢 31歳（日本 48歳）
 GDP成長率 7.0%(2020年)、2.9%(2021年)
 GDP 3,498米ドル/一人あたり
 貿易相手 米国、中国、日本、韓国等
 援助国 日本、ドイツ、韓国、米国等
 2021年外務省データ他

(1) ベトナム史と日本との交流



(2) 日越の歴史エピソード

1. 元（モンゴル帝国）との戦い

元寇は、日本では文永の役（1274年）及び弘安の役（1281年）として有名です。同時期、元は、ベトナムにも来襲しました。1258年、1285年及び1286年の3度にわたりましたが、当時の陳（チャン）朝は、いずれも撃退しました。元のクビライは、1281年、日本侵攻に失敗した後、再侵攻を急いでいたとのことで、1285年の大越国との戦いに失敗したことを機に、勢力を大越国に集中するため日本をあきらめた、ともいわれています。日本は間接的にベトナムの勝利の恩恵を受けたといえるのかもしれません。

2. ホイアンの日本人町

日本の国力強化には、海外との経済交流は古今を問わず欠かせないものでした。15世紀以降、日本の商船が徐々に東南アジアにも出没し始めている記録があります。豊臣秀吉の時代に、白濱顕貴という商人が5隻の商船を従えベトナムのクアヴィエト港を訪れた、と記録されています。徳川の時代、1604年から1634年にかけて東南アジアに商業目的で向かう商船への許可書331件のうち121件がベトナム向けでした。日本は、銅を中心とした金属品、剣、鎧などを輸出、ホイアン港でシルク商品、木像、古木、琥珀などを購入したことです。素焼きの技術は、備前焼などに発達したと言われています。ホイアンには700人ほどが居住し、鎖国後は日本に帰らず、日本風の生活様式で暮らしていたとのことです。当時の日本人が建設した**来遠橋（別名、日本橋）**という橋梁が現存しています（世界遺産）。当時の人的交流記録が多く残されており、日越友好関係の発展に今でも貢献しています。



ホイアン 来遠橋（日本橋）



—浅羽佐喜太郎—
浅羽 勇一 氏 提供



（「浅羽佐喜太郎公紀念碑」袋井市指定文化財資料より）

碑文略解 Commentary on the Inscription

（立教大学教授 後藤均子氏訳）
Translated by Keiji Goto, Professor at Sophia University

われらは國難のため扶桑に亡命した。公はわれらの志を憐れんで無償で援助して下さった。思うに古今にたゞいなき義侠のお方である。ああ今や公はいない。蒼茫たる天を仰ぎ海をみつめて、われらの気持を、どのように、誰に、訴えたらいいのか。ここにその情を石に刻む。

豪空アリ古今、義ハ中外ヲ慕、公ハ施スコト天ノ如ク、我ハ受クルコト海ノ如シ。我ガ志イマダ成ラズ、公ハ我待タズ。慈々タル哉公ノ心ハ、ソレ億万耳。
大正七年三月 越南光復会同人

We came to Japan as exiles, fleeing from a national crisis. Dr. Sakitaro Asaba took pity on our ambitions and helped us without thought of reward. We believe him to be a chivalrous man unparalleled in days present or past. But he is with us no more. We look up at the wide blue sky and gaze out at the sea for a hint at how to express our feelings for him. And so we carve those feelings in stone.

3. 浅羽佐喜太郎公と潘佩珠（ファン・ボイ・チャウ）

1905年、日本が日露戦争に勝利し世界の列強に肩を並べるようになったことに刺激され、ベトナム人潘佩珠は、日本に渡航し明治政府に支援を求めました。日本政府は、独立には人材の育成が不可欠とし、人材教育の支援を行いました。それは、ベトナムから若者を呼び寄せ日本で教育する「東遊（トンズー）運動」といわれ、1907年には200名を超える若者が来日しました。

しかし、1907年、日仏協約の締結で東遊運動の解散を余儀なくされ、ベトナム人は国外退去を命じられました。その時、資金がなく帰国旅費もない潘やベトナム人の若者に手を差し伸べた人物が、小田原の開業医であった浅羽佐喜太郎氏でした。氏が行き倒れとなつたベトナムの若者を救つた縁で、潘は佐喜太郎氏と知己となり、この時、佐喜太郎は、1,700円の大金（当時の小学校校長の月給が18円）を潘に渡し、若者の窮状を救つたと伝えられています。

潘は、若者を順次帰国させた後、1909年に日本を去りましたが、各地に潜伏しながら独立運動に奔走している最中、翌1910年に佐喜太郎が43歳の若さで亡くなつたことを知ります。潘は、1917年、危険を冒して日本に再入国し、佐喜太郎の墓のある旧東浅羽村（現静岡県袋井市）を訪れ、佐喜太郎の恩に報いるため、1918年、**記念碑を遠州灘に近い常林寺に建立しました**。

東遊運動は、その後の反フランス闘争運動に繋がり、ベトナムの歴史上重大な意味を持っています。



一般社団法人日本ベトナム経済フォーラムの主な活動



古田元夫 日越大学学長
(フォーラム理事)



古田学長就任式
フン・スアン・ニヤVNU総長
(当時、現教育訓練大臣)と



日越大学起工式 チュオン・タン・サン国家主席（当時）他

ベトナムの新たな“Center of Excellence”として世界水準の研究大学を志すとともに、日系企業を含む現地企業のニーズに応える実践的な人材育成を重視しています。日本からの協力によって厚みのある教育が行われており、先端分野の研究・教育はもとより、产学連携においても独自性、自立性を高めるベトナムにはない新しいモデルを提供する大学を目指します（2016年9月、6分野の修士課程開学（現在8分野）、18年7月第1期卒業生を送り出し）。学部課程を順次整備中。



APEC VIETNAM 2017 ダナン投資促進セミナーin Tokyo
(2017.9.14 於経団連ホール)
ダナン市一行（ホーキー・ミン副市長団長（前列右から3人目））
と井口武雄フォーラム会長並びに講演者・支援者 の皆様



2017年春、ダナン市及び同ダナンハイテクパーク(DHTP)と投資促進に係る覚書を締結、同年9月、同市と共に「APEC VIETNAM 2017-ダナン投資促進セミナーin東京(経団連ホール)」を開催

同年10月、ダナン市は投資を求めるプロジェクト・リストを提示

同年11月に同市でAPECサミット開催

フォーラムは、人材育成、生活・環境インフラ・プロジェクト、ハイテクパークへの投資、日越企業連携等の推進に向けて関係企業等の協力の下でのプロジェクト実施に向け提案等を行いました。

一般社団法人日本ベトナム経済フォーラム



略称 **JVEF** (Japan Vietnam Economic Forum)

設立目的	日本・ベトナム両国間の経済及び企業分野の交流促進及びそのための 人材育成・活用を目的として、経済人および有識者により、2010年5 月に設立された非営利型一般社団法人です。 (2018年7月 外国人技能実習監理団体許可取得) (2019年5月 特定技能登録支援機関登録) (2022年3月 外国人技能実習一般監理事業許可取得)
所在地	〒102-0083 東京都千代田区麹町3-4-3 シエルブルー麹町401
電話	03-6380-9424
FAX	03-6380-8000
お問合せ	jvef0906@oasis.ocn.ne.jp
ホームページ	http://jvef.org